

▼広告の概要

	広報まさき	町ホームページ
配布・閲覧の状況	毎月、毎号1万1550部発行。 町内の全世帯、地区公民館、 松前公園体育館などに設置	月平均約1万4000件の アクセス
広告掲載枠	裏表紙下欄、3枠(予定)、 大きさ＝縦40ミリ×横60ミ リ、フルカラー	トップページ下欄、7枠、 大きさ＝縦50ピクセル×横 200ピクセル
広告料金	月額 20,000 円 (1年度中に掲載した回数に応じて下の図の通り割引)	

長期掲載割引を始めます

広報まさき・町ホームページ有料広告募集

平成29年度から、広報まさき・松前町ホームページに掲載する有料広告の長期掲載割引を始めます。

お得に掲載できる長期掲載で、会社の情報などを広く町民の皆さんなどにお知らせしませんか。

●29年度有料広告枠受け付け

次の要領で、29年度の広告枠を受け付けます。

▼申込期間 2月13日(月)～

2月28日(火) 8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除きます。

※郵送の場合は、2月28日(火)必着です。

▼申し込み方法 申込書と広告

データを各窓口提出するか、郵送してください。

※申込書はホームページからダウンロードできるほか、各窓口にあります。

※応募多数の場合は、定められた優先順位の基に決定します。

※広告枠が埋まらなかった場合は、上記期間以外でも随時募集を受け付けます。詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

▼申込先・問い合わせ先

〒791-3192

松前町大字筒井631番地

松前町役場

(広報)総務課広報情報係

☎985-4132

(ホームページ)

財政課統計電算係

☎985-4101

平成29年度から
長期掲載ほどお得

年3～5回
月額
1,000
円引き

年6～11回
月額
2,000
円引き

年12回
月額
3,000
円引き

最大 36,000 円
割引となります



ホームページ掲載部分

▼例えば、年12回掲載の場合…

月額20,000円から3,000円を割り引き、月額17,000円となるので、広告料金は、17,000円×12カ月＝204,000円です。通常は240,000円なので、36,000円お得に広告を掲載することができます。



広報掲載部分

広報モニター募集

- 募集人員** 10人 ■**謝礼** 12,000円(年間)
- 資格** ①町内に居住する人 ②松前町の選挙の選挙権がある人 ③広報モニターを経験したことがない人
- 活動内容** 広報モニター会議への出席(年1回)、アンケート調査の回答(月1回)
- 任用期間** 平成29年4月～30年3月

- 選考方法** 地域、年代、性別などを考慮して選出します。結果は3月下旬にお知らせします。
- 申し込み方法** 住所、氏名、年齢、職業、性別、電話番号、広報まさきの感想を記入し、郵送、FAX、メールしてください。
- 締め切り** 2月28日㊥
- 申込先** 〒791-3192 松前町大字筒井631番地
松前町役場 総務課広報情報係 ☎985-4132
FAX 985-4148 メール 333koho.j@town.masaki.ehime.jp

松前町ホッケー公園体育館・便益棟管理団体募集

- 募集対象者** 団体(グループ含む)
- 業務内容**
①日誌記入とその他業務 ②施設の施錠管理
③施設の点検と消灯 ④施設の清掃、給排水管理
⑤その他、教育委員会から指示された業務
- 業務時間** 9時～22時(原則)
※ 利用状況により維持管理上必要な場合に業務を行うものとします。
- 委託料** 年額496,800円

- 契約期間** 平成29年4月1日～30年3月31日
- 募集期間** 2月1日㊥～28日㊥ 8時30分～17時15分
※ ㊥・㊦・㊧を除きます。
- 申し込み方法** 申込書を社会教育課社会体育係に提出してください。提出書類は返却できません。
※ 申込書は社会教育課にあります。
- 選定方法** 書類審査の上、面接を行います。
※ 時間は別途通知します。
- ㊨社会教育課社会体育係 ☎985-4138

手話奉仕員養成研修受講者募集

- 聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する「手話奉仕員」に興味のある人、学んでみたい人を募集します。
- 募集人数** 2人(午前の部、夜の部、各1人)
- 応募資格** 松山市が開催する手話講座(入門・基礎)に、1年間通して受講可能な人
※ 入門編を受講しなければ、基礎編は受講できません。
- 講座の概要** 1回2時間の講座で、入門編(18回)、基礎編(22回)の計40回開催予定。

- 【場所】松山市総合福祉センター(松山市若草町8番地2)
【受講料】1,000円(教材費は別途必要)
- 申込期限** 2月28日㊥
- 申し込み方法** 申込書を福祉課障がい福祉係に提出してください。郵送希望の場合は、下記に連絡してください。申込書を送付します。 ※ 申込書は福祉課にあります。
- 選考方法** 応募者多数の場合は、抽選により決定します。
- ㊨福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

水道メーター検針員募集

- 募集人員** 1人
- 検針区域** 筒井・塩屋の一部(約770カ所)
- 資格** ①町内在住の人 ②18歳～60歳くらいで長期間の業務が可能なる人 ③地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- 業務内容** ハンディーターミナル(検針機械)での水道メーターの検針、文書配布など検針に関連する事務、そのほか上下水道課が定める事務
- 業務期間** 毎月17日～23日の間
- 委託料** 検針1件につき67円(税込み)
- 委託期間** 平成29年3月16日～30年3月31日

- ※ 引継ぎ期間含む。以降、年度単位で更新します。
- 募集期間** 2月1日㊥～17日㊥ 8時30分～17時15分
※ ㊥・㊦・㊧を除きます。
- 申し込み方法** 申込書と履歴書を上下水道課業務係に提出してください(郵送不可)。提出書類は返却できません。
※ 申込書はホームページからダウンロードできるほか、上下水道課にあります。
- 選出方法** 書類審査の上、面接を行います。
※ 面接は2月下旬から3月上旬を予定。詳細は、本人に別途通知します。
- ㊨上下水道課業務係 ☎985-4133

学校関係職員募集

職種	①学校生活支援員	②学校校務員	③スクールソーシャルワーカー
募集人員	4人	2人	1人
申込条件	①地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人		
	②18歳以上60歳未満(昭和32年4月2日～平成11年4月1日生まれ)の人 ③学校教育に理解があり、指定された町立幼稚園・小・中学校に勤務できる人	②18歳以上63歳未満(昭和29年4月2日～平成11年4月1日生まれ)の人 ③学校教育に理解があり、指定された町立小・中学校に勤務できる人	②社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士などの福祉に関する専門的な資格がある人あるいは、地域や教育の分野で専門的な知識・技能と活動経験がある人
職務内容	・授業中の援助、移動・給食介助、児童生徒などに必要な支援 ・病児の見守り ・その他、教育委員会や校長から指示された職務	・校門と校舎の開扉 ・施設の簡易な日常管理(掃除、除草、散水など) ・教育委員会、金融機関などとの事務連絡 ・教職員不在時の電話取次ぎ ・来客時の湯茶接待 ・その他、教育委員会や校長から指示された職務	・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ・相談関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・学校内のチーム体制の構築、支援 ・保護者、教職員などに対する支援、相談、情報提供、教職員などへの研修活動
勤務時間	1日5時間または3.5時間(詳細は、下記参照)	7時～13時30分(休憩45分)	1日4時間(年間約90日)
休日	㊥・㊦・㊧と学校休業日	㊥・㊦・㊧と学校休業日、有給休暇10日	㊥・㊦・㊧と学校休業日
任用期間	29年4月～30年3月31日で就業期間(基本的に学期)ごとに任用	29年4月1日～30年3月30日	29年4月～30年3月31日
賃金	時給892円(規定の通勤手当あり)		時給1,000円
申し込み方法	学校生活支援員申込書を学校教育課学校教育係に提出してください。提出書類は返却できません。 ※ 申込書はホームページからダウンロードできるほか、学校教育課にあります。	履歴書(市販のもので可)を学校教育課学校教育係に提出してください。提出書類は返却できません。	

【共通事項】

- 募集期間** 2月1日㊥～2月14日㊥ 8時30分～17時15分 ※ ㊥・㊦・㊧を除きます。
- 試験方法** 書類審査の上、口述試験により決定します。
- 面接日** 2月25日㊥ 午前中
※ 詳細は、本人に別途通知します。
- 面接場所** 役場4階
- 申込先・問い合わせ** 学校教育課学校教育係 ☎985-4134

【①学校生活支援員の勤務時間帯について】

- 1日5時間の場合**
例：8時～13時、9時～14時、10～15時など
- 1日3.5時間の場合**
例：8時～11時30分、9時30分～13時11時30分～15時、12時～15時30分など
- ※ 勤務する学校や園によって、また行事などの関係で勤務時間帯が変わる場合もあります。

まさきの eco logy 生活

不法投棄は犯罪です

廃棄物を適正に処理せず、道路や空き地に捨てる「不法投棄」は犯罪です。懲役刑や罰金刑となる場合もあり、空き缶、タバコの吸い殻や弁当殻などのポイ捨ても、不法投棄と見なされます。

●不法投棄を見つけたら

次の区分に応じて、連絡をしてください。①②の区別がつかない場合は、いずれかの窓口の詳細な場所を伝えてください。

①県道・県河川

県中予地方局建設部

☎941-1111 (代表電話)

②町道・町河川・公共用地

町まちづくり課・財政課

☎985-2111 (代表電話)

③産業廃棄物の不法投棄・野外焼却などの不適正処理

県循環型社会推進課

☎0120-149-530

●不法投棄者を見つけたら

発見日時、場所、投棄者の特徴、捨てられたごみの種類、車のナンバーなど分かる範囲で伊予警察署(☎982-0110)に連絡してください。

●不法投棄されない環境を

私道や私有地へ不法投棄された場合、町がそれらを撤去することはできません。定期的に見回りをする、こまめに清掃する、柵を設置するなど、不法投棄されない環境を整えましょう。

【不法投棄防止看板の提供】

町では、区長を通じて看板を提供しています。希望する人は、まずは区長に相談してください。

☎町民課ごみ対策係 ☎985-4117

町民課住民係
☎985-4106

☎松山西年金事務所国民年金課
☎925-5175

※他にも、クレジットカード払いや現金前納の割引などもあり、この2種類の納付方法については、4月から、2年前納が始まります。納付方法についてはご相談ください。

国民年金の納付は、納め忘れの防止や金融機関へ出向く手間を省くことができる口座振替が便利です。振替方法を当月末の引き落としや、まとめて納付(前納)することで、割引を受けることができます。

1年前納、2年前納、半年前納(4～9月分)は、2月末が口座振替の申込期限です。手続きをするときは、届け出印を持参してください。

平成28年度の保険料額による割引額は下の表の通りです。新年度の保険料額は、29年2月に決定される予定となっています。

◆28年度の保険料による割引額

	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替(早割)	50円	300円	600円	1,200円
6カ月前納	—	1,110円	2,220円	4,440円
1年前納	—	—	4,090円	8,180円
2年前納	—	—	—	15,690円

※他にも、クレジットカード払いや現金前納の割引などもあり、この2種類の納付方法については、4月から、2年前納が始まります。納付方法についてはご相談ください。

国民年金納付はお得な口座振替で

国民年金の納付は、納め忘れの防止や金融機関へ出向く手間を省くことができる口座振替が便利です。振替方法を当月末の引き落としや、まとめて納付(前納)することで、割引を受けることができます。

1年前納、2年前納、半年前納(4～9月分)は、2月末が口座振替の申込期限です。手続きをするときは、届け出印を持参してください。

平成28年度の保険料額による割引額は下の表の通りです。新年度の保険料額は、29年2月に決定される予定となっています。

◆28年度の保険料による割引額

	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替(早割)	50円	300円	600円	1,200円
6カ月前納	—	1,110円	2,220円	4,440円
1年前納	—	—	4,090円	8,180円
2年前納	—	—	—	15,690円

※他にも、クレジットカード払いや現金前納の割引などもあり、この2種類の納付方法については、4月から、2年前納が始まります。納付方法についてはご相談ください。

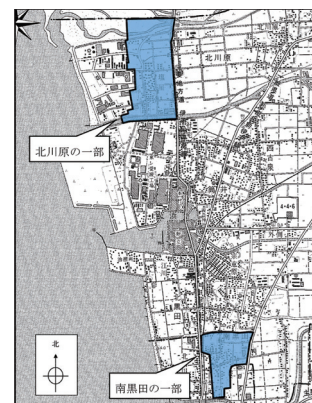
地籍調査成果の登記事務が完了

平成26年度に現地調査を行った「南黒田の一部地区」と「北川原の一部地区」の成果について、登記が完了したのでお知らせします。

▼登記完了日 28年12月7日

☎産業課国土調査係

☎985-4127



町有地を売却します

下記の町有地を一般競争入札で売却します。

▼入札日 3月24日(金)

▼入札参加方法 入札参加申込書を持参するか、郵送(書留)してください。

▼関係書類配布期間・提出期限 2月1日(水)～2月28日(火)の8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合、2月28日(火)17時15分必着。

▼関係書類配布・書類提出場所 〒791-3192

松前町大字筒井631番地

松前町役場 財政課財産管理係
☎985-4232

▶物件案内図

物件1
①松前町大字浜字今新開 781 番 19
②宅地 ③39.63㎡
④1,514,000円
⑤第1種住居地域
⑥旧今新開町営住宅跡地

物件2
①松前町大字浜字今新開 781 番 22,23
②宅地 ③84.19㎡ ④3,595,000円
⑤第1種住居地域 ⑥旧今新開町営住宅跡地

松前の防災力

総務課危機管理係
☎985-4103

一般道路編

車を運転中に地震が起こったら

地震はいつ起こるか分かりません。皆さんは、車を運転しているときに地震が起こったら、適切な対応がとれますか。

今回は、一般道路を運転中に地震が起こったときの対応について紹介します。



●慌てず、できるだけ安全に車を停止させる

急にブレーキをかけたり、ハンドルを切ったりせずに、道路の左側に車を停止させましょう。

揺れが収まるまでラジオで情報収集してください。車が道路外の場所に停車できる場合は移動させ、避難者や緊急車両の妨げにならないようにしましょう。

●車を置いて避難するときは

車の鍵は差したままにしておき、窓は閉め、ドアのロックはかけないようにしましょう。また、連絡先を書いて見えるところに貼っておき、車検証などの貴重品を持って避難するようにしましょう。

●最後に 車での避難は、緊急車両の妨げとなりますので、控えましょう。

町内の一部で一般細菌が水質基準値を超過 あなたの家の井戸水は安全ですか

▼第4分団消防詰所で基準値超過
第4分団消防詰所(松前町大字徳丸1184番地3)で使用される井戸の水質検査を行った結果、一般細菌が水道法で定められた水質基準値を超過していました。

この結果を受け、同消防詰所の井戸水は滅菌装置で殺菌し、現在は飲用に適した水となっています。

▼一般細菌とは

河川、土壌、食品や空気中をはじめ、私たちの体にも広く存在する細菌をひとまとめにしたものを言います。病原性がないものがほとんどですが、汚染された水ほど一般細菌が多く含まれているため、水の汚染状況を知る目安となる検査項目となっています。

▼定期的に井戸水の水質検査を
あなたの家の井戸水は、安全ですか。不衛生な井戸水を飲用すると、健康を損なうことがあります。飲用井戸の安全確保は、「設置者自ら」が行うことになります。井戸周辺の点検を定期的に行い清潔保持に努めるとともに、年1回以上の水質検査を受けて、飲用に適しているか定期的に確認するようにしましょう。

☎県中予保健所

☎941-1111

愛媛県立衛生環境研究所

☎931-8757

愛媛県総合保健協会

☎987-8206